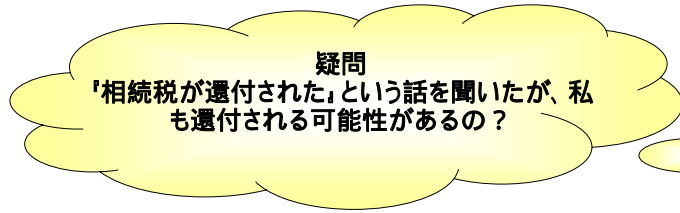


「相続税が還付できる」と聞いたが？



疑問

「相続税が還付された」という話を聞いたが、私も還付される可能性があるの？



相続税の申告期限から5年以内なら、一度申告していても、評価の見直しとそれに基づく還付の請求が可能です。

税理士によって相続税納税額が違う！！

相続税は、固定資産税のようにいくら税金を払ってくれと明細が自宅に届く訳ではありません。所得税と同じように税務署に申告し、税金を納めます。ここで重要なのは、いかに安く申告できるかということです。ここでいう「安く申告する」とは決して脱税をすることではありません。資産税のスペシャリストに適正な申告をしていただくということです。税の世界も医療と同様、複雑かつ細分化されています。本来スペシャリストであるはずの税理士にも、得意な分野、不得意な分野があります。特に「相続」については高度な専門知識や豊富な経験が要求されることから、不得意な税理士も多くいます例えば右記の例を見てみましょう。

POINT

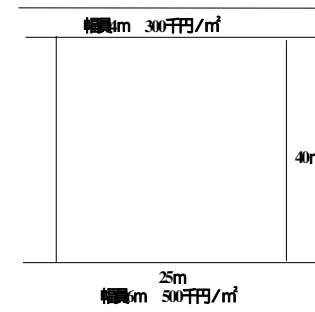
相続税の申告期限から5年以内なら、一度申告していても、土地評価の見直しとそれに基づく還付の請求が可能

具体事例

土地面積1,000㎡ 間口25㎡ 奥行40mの更地の評価の場合

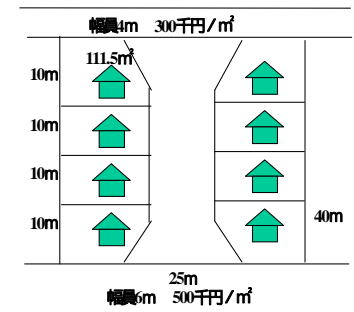
一般的な方法での相続評価額
4億6,300万円

2方向道路に面している土地を単純に路線価に面積を乗じて計算していた。



相続税に強い税理士が試算する相続評価額
3億7,900万円

広大地評価により、想定上の道路を作り宅地を1/8に分割。



相続評価の差 8,400万円 (相続税額の差約3,300万円)

相続税額は、税率40%で試算しており、概算値です。

上記のように土地の評価方法1つをとっても申告額が大きく異なり、ついでには税額も大きく異なるわけです。ご存知の通り税務署は税金を多く納めてしまっても、「多く納める過ぎですよ。」とは言ってはくれません。では多く納め過ぎてしまった人は泣き寝入りするしかないのでしょうか？

ここで登場するのが、相続税の還付の話です。申告当時の評価方法が適切ではなかった等の理由で相続税を多く納めすぎてしまった方は相続税の申告期限から5年以内なら、一度申告していても、土地評価の見直しとそれに基づく還付の請求が可能です。ですので「相続」のスペシャリストである税理士に再度評価の見直しを依頼し、還付の請求をすることができるのです。